

経 済 産 業 省

20191021保局第1号

高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）等の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和元年 1 1 月 1 2 日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官



高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）等の一部を改正する規程

高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）（20170718保局第1号）及び高圧ガス保安法における経済産業大臣特別認可申請手続きについて（内規）（20190606保局第10号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。ただし、高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）（20170718保局第1号）（9）、（9）の2及び（9）の3の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）等の一部を改正する規程

○高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（20170718 保局第 1 号）	1
○国際相互承認に係る容器保安規則の機能性基準の運用について（20181105 保局第 4 号）	5

○高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について(内規)(20170718 保局第1号) 新旧対照表

(改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。)

改 正 後	改 正 前
高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について(内規) 制定 20170718保局第1号 平成29年 7月25日 改正 20171102保局第2号 平成29年11月15日 20180323保局第4号 平成30年 3月30日 20181105保局第1号 平成30年11月14日 20181210保局第1号 平成30年12月27日 20181225保局第2号 平成31年 1月11日 20190308保局第1号 平成31年 3月15日 20190325保局第1号 平成31年 3月29日 20190418保局第1号 平成31年 4月22日 20190606保局第1号 令和 元年 6月14日 <u>20191021保局第1号 令和 元年11月12日</u>	高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について(内規) 制定 20170718保局第1号 平成29年 7月25日 改正 20171102保局第2号 平成29年11月15日 20180323保局第4号 平成30年 3月30日 20181105保局第1号 平成30年11月14日 20181210保局第1号 平成30年12月27日 20181225保局第2号 平成31年 1月11日 20190308保局第1号 平成31年 3月15日 20190325保局第1号 平成31年 3月29日 20190418保局第1号 平成31年 4月22日 20190606保局第1号 令和 元年 6月14日
(1) 高圧ガス保安法及び高圧ガス保安法施行令の運用及び解釈について I. 高圧ガス保安法関係 第5条関係 (製造の許可等) (1) [略] (2) 第1項第1号及び第2項第1号中「高圧ガスの製造」は、<u>以下に掲げる試験等は含まないこととする。</u> ① <u>圧縮機等の製造又は輸入をした者が、その製造又は輸入した機器の性能検査をする場合等の試運転及び容器等の製造又は輸入をした者が、その製造又は輸入した容器等に対して行う耐圧試験、気密試験のための充填等</u> ② [略] ③ <u>容器検査所が、容器再検査のために容器に高圧ガスを充填する行為 (容器検査所が高圧ガスを容器に充填するための設備を備えていない場合にあつて、容器検査所の依頼に基づき、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド、圧縮水素スタンド又は高圧ガス充填所 (以下「スタンド等」という。)) において、容器再検査のために必要な高圧ガスを容器に充填する行為を含む。)(以下「再検査充填」という。)</u> (3)～(10) [略]	(1) 高圧ガス保安法及び高圧ガス保安法施行令の運用及び解釈について I. 高圧ガス保安法関係 第5条関係 (製造の許可等) (1) [略] (2) 第1項第1号及び第2項第1号中「高圧ガスの製造」は、<u>以下の①及び②に掲げる試験等は含まないこととする。</u> ① <u>圧縮機等の製造者が、その圧縮機の性能検査をする場合等の試運転、容器の耐圧試験、気密試験等</u> ② [略] [新設] (3)～(10) [略]
(2) 一般高圧ガス保安規則の運用及び解釈について 第2条関係 [略] 第1項第23号中圧縮天然ガススタンドについて <u>1. 「圧縮天然ガススタンド」は、圧縮天然ガスを燃料として使用する車両に固定した容器 (当該車両の</u>	(2) 一般高圧ガス保安規則の運用及び解釈について 第2条関係 [略] 第1項第23号中圧縮天然ガススタンドについて <u>「圧縮天然ガススタンド」は、圧縮天然ガスを燃料として使用する車両に固定した容器 (当該車両の</u>

燃料容器に限る。)のみに充填する製造設備を有する充填所をいう。ただし、災害その他の非常時に、ガス事業法施行規則（昭和４５年通商産業省令第９７号）第１条第２項第６号に規定する「移動式ガス発生設備」に充填することを妨げるものではない。 なお、第６４条第２項第４号も同様である。 ２. <u>ガス工作物である昇圧供給装置に圧縮天然ガス自動車、カードル等を直接に接続して圧縮天然ガスを充填する行為については、ガス事業法（昭和２９年法律第５１号）上の「導管によるガスの供給」に該当し、当該充填に係る昇圧供給装置の安全確保、充填される圧縮天然ガス自動車、カードル等の高圧ガス保安法への適合確認、その他本方式による充填行為に係る安全確保は、ガス事業法により行われ、同法第４７条の４の規定により、高圧ガス保安法は適用されない。ただし、本方式により充填を行う場合であっても、圧縮天然ガスが充填された圧縮天然ガス自動車、カードル等に係る安全規制（当該容器から他の容器への移充填、貯蔵又は移動に係る規制等）については高圧ガス保安法が適用される。</u> ３. <u>圧縮天然ガススタンドにおいて、以下①及び②の合計を容器（容器の刻印等に表示された年月を経過した容器を含む。）に充填することは、当該容器の再検査充填に該当する。ただし、この場合の再検査充填は、当該容器の再検査を行うことができる容器検査所に属する従業者の立ち会いのもとで、スタンド等の従業者が十分に保安を確保した上で実施すること。また、容器再検査における容器の漏えい試験を含む容器再検査は、再検査充填を行った車両を当該容器検査所に速やかに移動させた後、当該容器検査所において実施すること。</u> ① <u>車両に固定した燃料装置用容器の容器再検査のために、圧縮天然ガススタンドから容器検査所まで当該車両が自走して移動を行うための燃料として必要な圧縮天然ガス</u> ② <u>①の容器検査所への移動後、引き続き、当該車両に固定した燃料装置用容器の漏えい試験を行うための検査圧力を保持するために必要な圧縮天然ガス</u> 《参考》 [略] 《概要図》 [略] <u>第１項第２４号中「液化天然ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器」について</u> <u>液化天然ガススタンドにおいて、以下①及び②の合計を容器（容器の刻印等に表示された年月を経過した容器を含む。）に充填することは、当該容器の再検査充填に該当する。ただし、この場合の再検査充填は、当該容器の再検査を行うことができる容器検査所に属する従業者の立ち会いのもとで、スタンド等の従業者が十分に保安を確保した上で実施すること。また、容器再検査における容器の漏えい試験を含む容器再検査は、再検査充填を行った当該車両を当該容器検査所に速やかに移動させた後、当該容器検査所において実施すること。</u> ① <u>車両に固定した燃料装置用容器の容器再検査のために、液化天然ガススタンドから容器検査所まで当該車両が自走して移動を行うための燃料として必要な液化天然ガス</u> ② <u>①の容器検査所への移動後、引き続き、当該車両に固定した燃料装置用容器の漏えい試験を行うた</u>	燃料容器に限る。)のみに充填する充填所をいう。ただし、災害その他の非常時に、ガス事業法施行規則（昭和４５年通商産業省令第９７号）第１条第２項第６号に規定する「移動式ガス発生設備」に充填することを妨げるものではない。 なお、第６４条第２項第４号も同様である。 また、<u>ガス工作物である昇圧供給装置に天然ガス自動車、カードル等を直接に接続して天然ガスを充填する行為については、ガス事業法（昭和２９年法律第５１号）上の「導管によるガスの供給」に該当し、当該充填に係る昇圧供給装置の安全確保、充填される天然ガス自動車、カードル等の高圧ガス保安法への適合確認、その他本方式による充填行為に係る安全確保は、ガス事業法により行われ、同法第４７条の４の規定により、高圧ガス保安法は適用されない。ただし、本方式により充填を行う場合であっても、充填された天然ガス自動車、カードル等に係る安全規制（当該容器から他の容器への移充填、貯蔵又は移動に係る規制等）については高圧ガス保安法が適用される。</u> [新設] 《参考》 [略] 《概要図》 [略] [新設]
---	--

<u>めに必要な液化天然ガス</u> 第1項第25号及び26号中「圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器」について <u>1. 検査充填において、容器保安規則第2条第13号の3で規定する国際圧縮水素自動車燃料装置用容器を用い、かつ、以下の①から⑤の全てを満たす場合は、当該容器を「圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器」とみなすこととする。</u> ①～⑤ [略] <u>2. 圧縮水素スタンド及び移動式圧縮水素スタンド（以下「圧縮水素スタンド等」という。）において、以下①及び②の合計を容器（容器の刻印等に示された年月を経過した容器を含む。）に充填することは、当該容器の再検査充填に該当する。ただし、この場合の再検査充填は、当該容器の再検査を行うことができる容器検査所に属する従業者の立ち会いのもとで、スタンド等の従業者が十分に保安を確保した上で実施すること。また、容器再検査における容器の漏えい試験を含む容器再検査は、再検査充填を行った車両を当該容器検査所に速やかに移動させた後、当該容器検査所において実施すること。</u> ① <u>車両に固定した燃料装置用容器の容器再検査のために、圧縮水素スタンド等から容器検査所まで当該車両が自走して移動を行うための燃料として必要な圧縮水素</u> ② <u>①の容器検査所への移動後、引き続き、当該車両に固定した燃料装置用容器の漏えい試験を行うための検査圧力を保持するために必要な圧縮水素</u> [略] (9) 容器保安規則の運用及び解釈について 第8条関係 (1)～(10) [略] <u>(11) 第3項第4号中「適当な材質の票紙」とは、塩化ビニル、アクリル、ポリエステル又はPP合成紙の票紙をいう。</u> 第10条関係 (1)・(2) [略] <u>(3) 第1項第3号中「その他適当な書類」とは、例えば、地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく軽自動車税の納付において、市町村より交付される標識交付証明書等、自動車又は二輪自動車の所有者が明記された書類をいう。</u> <u>(4) 第1項第3号中「当該容器の譲渡のみを行う者」とは、容器及び自動車の製造又は販売の過程において、当該容器への高圧ガスの充填及び当該容器内の高圧ガスの消費を行うことがなく、譲渡のみを目的として当該容器を保有・管理する者をいう。</u> (5) [略] 第30条関係 第1項において、半導体製造用継目なし容器の<u>容器再検査又は圧縮水素自動車燃料装置用継目なし容器の容器再検査(超音波探傷試験を行う場合に限る。)</u>を行う者として、法第49条第1項の登録を受けようとする者は、当該容器検査所に超音波探傷試験を行うために必要な適切な資格を有する者を要することとし、容器検査所登録申請書に	第1項第25号及び26号中「圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器」について <u>検査充填において、容器保安規則第2条第13号の3で規定する国際圧縮水素自動車燃料装置用容器を用い、かつ、以下の①から⑤の全てを満たす場合は、当該容器を「圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器」とみなすこととする。</u> ①～⑤ [略] [新設] [略] (9)容器保安規則の運用及び解釈について 第8条関係 (1)～(10) [略] [新設] 第10条関係 (1)・(2) [略] [新設] [新設] (3) [略] 第30条関係 第1項において、半導体製造用継目なし容器の<u>容器再検査</u>を行う者として、法第49条第1項の登録を受けようとする者は、当該容器検査所に超音波探傷試験を行うために必要な適切な資格を有する者を要することとし、容器検査所登録申請書に当該資格の資格証明書(有効期限内のものに限る。)の写しを添えるものとする。
--	---

当該資格の資格証明書(有効期限内のものに限る。)の写しを添えるものとする。 第31条関係 第1項において、半導体製造用継目なし容器の容器再検査又は圧縮水素自動車燃料装置用継目なし容器の容器再検査(超音波探傷試験を行う場合に限る。)を行う者として、法第50条第1項の登録の更新を受けようとする者は、当該容器検査所に超音波探傷試験を行うために必要な適切な資格を有する者を要することとし、容器検査所登録更新申請書に当該資格の資格証明書(有効期限内のものに限る。)の写しを添えるものとする。 (9)の2 国際相互承認に係る容器保安規則の運用及び解釈について 第7条関係 (1) 第1項第1号中「<u>その他適当な書類</u>」とは、例えば、地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく軽自動車税の納付において、市町村より交付される標識交付証明書等、自動車又は二輪自動車の所有者が明記された書類をいう。 (2) 第1項第1号中「<u>当該容器の譲渡のみを行う者</u>」とは、容器及び自動車の製造又は販売の過程において、当該容器への高圧ガスの充填及び当該容器内の高圧ガスの消費を行うことがなく、譲渡のみを目的として当該容器を保有・管理する者をいう。 (9)の3 容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示の運用及び解釈について 第1条関係 1. 次に掲げる容器について当該機関が行う表示にあつては、<u>第2項第4号ロ</u>と同様に扱うものとする。 ①・② [略] 2. 繊維強化プラスチック複合容器(フルラップ容器に限る。)に係る第2項第4号ホの運用については、登録記号番号をアルミニウム箔に刻印したものを容器胴部の外面に取れないように貼付する方式によることができるものとする。 また、再充填禁止容器については、登録記号番号を票紙に明確に表示したものを容器の肩部その他の見やすい箇所に貼付する方式によることができるものとする。	第31条関係 第1項において、半導体製造用継目なし容器の容器再検査を行う者として、法第50条第1項の登録の更新を受けようとする者は、当該容器検査所に超音波探傷試験を行うために必要な適切な資格を有する者を要することとし、容器検査所登録更新申請書に当該資格の資格証明書(有効期限内のものに限る。)の写しを添えるものとする。 (9)の2 国際相互承認に係る容器保安規則の運用及び解釈について [新設] [新設] (9)の3 容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示の運用及び解釈について 第1条関係 1. 次に掲げる容器について当該機関が行う表示にあつては、<u>第4号ロ</u>と同様に扱うものとする。 ①・② [略] 2. 一般複合容器(フルラップ容器に限る。)に係る第4号ホの運用については、登録記号番号をアルミニウム箔に刻印したものを容器胴部の外面に取れないように貼付する方式によることができるものとする。また、再充填禁止容器については、登録記号番号を票紙に明確に表示したものを容器の肩部その他の見やすい箇所に貼付する方式によることができるものとする。
--	---

○高圧ガス保安法における経済産業大臣特別認可申請手続きについて(内規)(20190606 保局第 10 号) 新旧対照表

(改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。)

改 正 後			改 正 前		
高圧ガス保安法における経済産業大臣特別認可申請手続きについて(内規) 制定 20190606保局第10号 令和元年 6月14日 <u>改正 20191021保局第1号 令和元年11月12日</u>			高圧ガス保安法における経済産業大臣特別認可申請手続きについて(内規) 制定 20190606保局第10号 令和元年 6月14日		
2. 特認申請手続 (1) 特認申請は、高圧ガス保安法による規制を受ける者が、特定案件への特認の必要が生じた都度、申請を行わなければならない。 ただし、次のイからホまでに掲げる場合は、同じ申請を再度要しないもの（以下「包括特認」という。）とすることができる。この場合、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うものとする。 イ <u>容器保安規則又は国際相互承認に係る容器保安規則</u>に係る案件であって、同規則に定める同一型式の範囲内の複数仕様の容器を生産する場合 ロ～ホ [略] (2)・(3) [略]			2. 特認申請手続 (1) 特認申請は、高圧ガス保安法による規制を受ける者が、特定案件への特認の必要が生じた都度、申請を行わなければならない。 ただし、次のイからホまでに掲げる場合は、同じ申請を再度要しないもの（以下「包括特認」という。）とすることができる。この場合、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うものとする。 イ <u>容器保安規則</u>に係る案件であって、同規則に定める同一型式の範囲内の複数仕様の容器を生産する場合 ロ～ホ [略] (2)・(3) [略]		
別表 1			別表 1		
1	[略]	[略]	1	[略]	[略]
2	表示の方式に係る特認	容器則第 1 0 条第 5 項 <u>国際相互承認則第 7 条第 3 項</u>	2	表示の方式に係る特認	容器則第 1 0 条第 5 項 [新設]
3・4	[略]	[略]	3・4	[略]	[略]
5	容器再検査の期間に係る特認	容器則第 2 4 条第 3 項 <u>国際相互承認則第 1 5 条第 3 項</u>	5	容器再検査の期間に係る特認	容器則第 2 4 条第 3 項 [新設]
6	容器再検査の方法に係る特認	容器則第 2 5 条第 2 項 <u>国際相互承認則第 1 6 条第 2 項</u>	6	容器再検査の方法に係る特認	容器則第 2 5 条第 2 項 [新設]
7	容器再検査における容器の規格に係る特認	容器則第 2 6 条第 7 項 <u>国際相互承認則第 1 7 条第 3 項</u>	7	容器再検査における容器の規格に係る特認	容器則第 2 6 条第 7 項 [新設]
8	附属品再検査の期間に係る特認	容器則第 2 7 条第 2 項 <u>国際相互承認則第 1 8 条第 2 項</u>	8	附属品再検査の期間に係る特認	容器則第 2 7 条第 2 項 [新設]
9	附属品再検査の方法に係る特認	容器則第 2 8 条第 2 項 <u>国際相互承認則第 1 9 条第 2 項</u>	9	附属品再検査の方法に係る特認	容器則第 2 8 条第 2 項 [新設]
10	附属品再検査における附属品の規格に係る特認	容器則第 2 9 条第 2 項 <u>国際相互承認則第 2 0 条第 2 項</u>	10	附属品再検査における附属品の規格に係る特認	容器則第 2 9 条第 2 項 [新設]
11	容器再検査に合格した容器の刻印等に係る特認	容器則第 3 7 条第 3 項 <u>国際相互承認則第 2 7 条第 3 項</u>	11	容器再検査に合格した容器の刻印等に係る特認	容器則第 3 7 条第 3 項 [新設]
12	附属品再検査に合格した附属品の刻印に係る特認	容器則第 3 8 条第 2 項 <u>国際相互承認則第 2 8 条第 2 項</u>	12	附属品再検査に合格した附属品の刻印に係る特認	容器則第 3 8 条第 2 項 [新設]
13～18	[略]	[略]	13～18	[略]	[略]
容器則：容器保安規則（昭和41年通商産業省令第50号） <u>国際相互承認則：国際相互承認に係る容器保安規則（平成28年経済産業省令第82号）</u> 液石則：液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号） [略]			容器則：容器保安規則（昭和41年通商産業省令第50号） [新設] 液石則：液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号） [略]		